

## 事業系一般廃棄物搬入許可業者様向けごみ搬入時の諸注意について

### 搬入受入時間について

- ・午前 8 時 30 分～午後 5 時 対象廃棄物：可燃ごみ
- ・午前 8 時 30 分～12 時、午後 1 時～ 5 時 対象廃棄物：浄化槽汚泥

※午後 5 時に計量室が閉まるため、それまでに退場してください。

※予期せぬ機械のトラブル、台風、地震などの天災、その他の事由により受入時間の変更又は受入れを停止する場合があります。

### 休業日について

- ・日曜日、12 月 31 日～1 月 3 日（左記については例外があります）

### 受入基準について

- ・受入基準は、別表を参照ください。

（一般廃棄物受入基準）[http://www.kouzaseisou-kanagawa.jp/reiki/7\\_1\\_11/rei\\_7\\_1\\_11.pdf](http://www.kouzaseisou-kanagawa.jp/reiki/7_1_11/rei_7_1_11.pdf)

・搬入できるごみは、海老名市、座間市、綾瀬市で排出された可燃ごみ（資源化可能な物を除く）一般廃棄物に限ります。

- ・性状、形状、量により受入できない場合があります。
- ・受入基準違反のあったものはお持ち帰りいただきます。
- ・可能な限りごみの減量化・資源化にご協力をお願いします。

### 搬入時の注意について

- ・許可車両以外は搬入できません。
- ・許可車両の車検または故障等により代車を申請するときは、組合へ事前に連絡してください。
- ・搬入車両の荷台はシート等で覆い、ごみが飛散しないようにしてください。
- ・場内係員の指示に必ず従ってください。
- ・施設内での事故、破損、汚損等が発生したときは、直ちに係員に報告してください。
- ・場内、一般道の通行についても交通ルールを厳守してください。
- ・当組合周辺の一般道において、一部通行自粛道路を設定しています。地元住民の皆様のご理解をいただいて当組合の施設運営が成立していますので通行自粛についてご協力ください。

※特に通行自粛をお願いする道路は以下の道路となります。

市道 2 1 5 2 号線及び市道 4 2 号線の一部

（搬入経路等のお願いについて）<http://www.kouzaseisou-kanagawa.jp/info/20200505hannyuu.pdf>

### 計量時の注意について

- ・計量機には静かに乗り降りしてください。
- ・計量機は、搬入時の重量と、退出時の重量の差分（2 回計量）で搬入量を算出します。

※入口計量機で、計量 IC カードを 2 回かざしてしまうと、正味 0 kg として計量されてしまい、退出時には 1 回目として記録されるため、計量票が発行されません。誤った手順を行った際は、計量室係員に声掛けをし、指示に従ってください。

- ・計量 IC カードは当組合からの貸与品です。丁寧に扱うようにしてください。

### ごみ投入時の注意について

- ・シートシャッターの前で一旦停止し、シートシャッターが完全に開いたことを確認してから入場してください。退場の場合も同様です。
- ・車両誘導などを含み、投入扉が開いている時は危険注意区域（※注1）内での作業は全て禁止となります。
- ・投入扉が完全に開いていることを確認してから、ゆっくりと後進し、ごみを降ろしてください。
- ・投入後、後部のごみ残り等を確認する場合は、車両を前進させ、投入扉が閉まっていることを確認し、危険注意区域より外側で作業してください。
- ・作業においては、プラットホーム内係員の指示に従ってください。

#### （※注1）危険注意区域

画像にあるゼブララインより投入扉側は危険注意区域となりますので、必ず当該区域の外で作業を行うようにしてください。



当組合への搬入申請方法等につきましては以下の手引きをご参照ください。

（廃棄物搬入承認申請の手引き）[http://www.kouzaseisou-kanagawa.jp/reiki/7\\_1\\_11/rei\\_7\\_1\\_11l.pdf](http://www.kouzaseisou-kanagawa.jp/reiki/7_1_11/rei_7_1_11l.pdf)

ご不明な点等ありましたらお問い合わせください。

高座清掃施設組合 施設課 管理係  
電話：046-238-2094（代表）